

日義小中学校いじめ防止基本方針

平成26年 6月制定
令和 3年 3月改定
令和 6年10月一部改定

木曾町立日義小中学校

目 次

1 日義小中学校いじめ防止基本方針について

- (1) 目的
- (2) 基本理念
- (3) いじめの定義と本校のいじめ対策に対する姿勢

2 本校のいじめの実態と課題について

- (1) 本校の実態
- (2) 本校の課題
 - <子ども>
 - <教師側>

3 いじめ問題への対応について

- (1) 基本的な考え方
- (2) いじめの防止のための取り組み
- (3) いじめの早期発見のための取り組み
- (4) いじめが起きたときの対応

4 重大事態への対処について

- (1) 重大事態とは
- (2) 重大事態の対応についての留意事項

5 資料

- (1) 表1 いじめ問題への取組の年間指導計画
- (2) 図1 学校におけるいじめの防止等の対策のための組織
- (3) 図2 いじめが起こった場合の組織的対応の流れ
- (4) 図3 重大事態発生時の報告、調査の流れ

1 日義小中学校いじめ防止基本方針について

(1) 目的

いじめは、いじめを受けた子どもの教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長や人格の形成に重大な影響を与えるだけでなく、生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがある。

木曽町立日義小中学校は、学校や家庭、地域が連携し、いじめ問題の克服に向けて取り組むため、いじめ防止対策推進法（平成 25 年法律第 71 号。以下「法」という。）第 13 条の規定に基づいて、いじめの防止やいじめの早期発見、いじめの対処のための対策を総合的かつ効果的に推進するため、「日義小中学校いじめ防止基本方針」を策定した。

(2) 基本理念

いじめの防止等の対策は、いじめが全ての子どもにかかわる問題であることから、子どもが安心して学習や活動に取り組むことができるように、学校の内外を問わずいじめがなくなることを目指して行うことが重要と考える。

また、いじめの防止等の対策は、いじめがいじめられた子どもの心身に深刻な影響を及ぼし、取り返しのつかない状況も生み出す行為であることについて子どもが十分に理解できるように行うことが必要である。

加えて、いじめの防止等の対策は、町、学校、家庭、地域住民だけでなく、国や県、その他の関係者、関係機関がいじめ問題の克服を目指し、連携して取り組むことが大切である。

(3) いじめの定義と本校のいじめ防止対策に対する姿勢

いじめ防止対策推進法 第2条第1項（定義）

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であつて、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

上記の定義を元に、子どもたちが安心して学習や活動に取り組むことができるように早期発見と職員間の共通理解を図る。

早期発見しようとすることで、いじめ案件には該当しないが、不安や悩みを感じている子どもに寄り添うことができる。また、子どものためだけでなく、いじめを見つける目を持つことで子どもに寄り添う教師力を向上させることにもつながる。この「いじめ防止対策」を子どもにも職員にも価値があるものとしてとらえ、大切にしていく。

2 本校のいじめの実態と課題について

(1) 本校の実態

幼少時より中学校卒業までを同じ仲間関係の中で過ごし、かつ小中併設校であることから、単級である木曾郡内の多くの学校と同様に人間関係が固定化しやすいという課題がある。そして、一度関係を崩してしまうと修復していくことに困難さが伴うという傾向は、本校はより強いと言える。

本校では、いじめに関する実態調査は年に2度実施していたが、子ども、家庭の実態も変化し続けている。そこで令和3年より2ヶ月に1度のいじめに関する実態調査を行い、子どもの世界にどんな人間関係やトラブル等が存在しているのか、また、集団の中でかき消されがちな声にならない思い等を聞き取るきっかけにした。しかし、一方で、子どもも教師側にも、できればやっかいで面倒なことは避けて通りたいという意識が心の奥底にあるので、そこにいじめや差別がつけいる隙間ができてしまうという危険性が存在することは否めない。そこで、早期発見をきっかけに、子どもの変化や心情をとらえる教師力を高め、さらに、共通理解を通して学校全体で子どもたちを育てる意識を高めていきたい。

(2) 本校の課題

<子ども>

- 小・中学生ともに、相手に対して思いやりのない厳しい言葉を発する場面が時々見受けられる。
- 幼少時からのつきあいで、言わずもがなの風潮があり、はっきりとした自己主張をしなくても集団の中で物事が決まって言うことが多い。

<教師側>

- いじめに関する実態把握が十分されていない。また、「できればいじめはないほうがよい」という心から個人で抱えてしまう傾向が強い。
- 中学校の場合は、教科ごとの人権教育的な視点での指導計画がはっきり位置付いていない。
- 小中で同じ職員室にしながら、児童生徒の困りを共通理解できていない場合もある。

3 いじめ問題への対応について

(1) 基本的な考え方

いじめは、どの子にも、どの集団においても起こりうることを踏まえ、より根本的な

いじめの問題克服のためには、全ての児童を対象としたいじめの未然防止の観点が重要であり、全ての児童を、いじめに向かわせることなく、心の通う対人関係を構築できる社会性のある大人へと育み、いじめを生まない土壌をつくるために、学校職員をはじめ、関係者が一体となった継続的な取組が必要である。このため、学校の教育活動全体を通じ、全ての児童生徒に「いじめは決して許されない」ことの理解を促し、児童生徒の豊かな情操や道徳、自分の存在と他人の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重し合える態度など、心の通う人間関係を構築する能力の素地を養うことが必要と考える。また、いじめの背景にあるストレス等の要因にも着目し、その改善を図り、ストレスに適切に対処できる力を育む観点と、加えて、全ての児童生徒が安心でき、自己有用感や充実感を感じられる学校生活づくりについて人権教育を基盤として進めていくことが、未然防止の観点から最も重要と考える。

いじめの定義が心身の苦痛ということから、ケンカやいたずらを取り上げるだけでなく、学校生活を中心に不安を感じた時点でいじめに該当する。いじめをとらえるだけでなく、子どもの気持ちにより添い気持ちよく生活することができるかをとらえることも、職員の責務である。

いじめを許さない児童の人権感覚の育成には、体系的に整備された正規の教育課程と並び、文科省から発表された「人権教育の指導方法等の在り方について〔第三次取りまとめ〕」でも指摘されている、いわゆる『隠れたカリキュラム』が重要であるという認識に立ち、教育する側が意図する・しないに関わらず、学校生活を営む中で、児童が自ら学び取っていくすべての事柄の中で、教職員の人権感覚はもちろんのこと、言葉遣いや日々のさり気ない態度等が大きく影響することを肝に銘じて教育活動を展開していく。学級集団が、いじめ・からかい等を許容する雰囲気をもっているといじめは起きやすく、「いじめは絶対に許さない」という集団の雰囲気があるといじめが起こりにくいことは集団の同調行動として見られることなので、教職員集団が本気になっていじめをなくそうと一致団結して動いている姿勢を、児童、保護者、地域に積極的に発信していくことが、いじめをなくす取組の第一歩と考える。

(2) いじめの防止のための取り組み

- いじめの未然防止として機能する人権教育を充実させ、読書活動・体験活動等、幅広く体験的に学ぶ機会を設けたりすることで子どもの社会性を育み、いじめをしない、させない、許さない態度の育成に努める。

<人権教育を通じて培われる3つの側面のとらえ>

学校教育活動全体を通じて、次の3つの側面を意識しながら人権教育を日常的に展開する。

- ①知識的側面・・・・・・・・・・知的理解に深く関わる
- ②価値的・態度的側面・・・人権感覚が目覚めさせられ、高められることにつながる
- ③技能的側面・・・・・・・・・・人権感覚を鋭敏にする

参考：人権教育の指導方法等の在り方について〔第三次取りまとめ〕
「指導等の在り方編」

これらの側面を育成するために最も望ましい学習素材、方法を検討して、人権教育年間指導計画に生かしていく。

- 一人一人を大切にしたい分かりやすい授業づくりに努め、一人一人が活躍できる集団づくりを進める。
- 子どもがいじめの問題について学び、子ども自らがいじめの防止を訴えるような取り組み（児童会・生徒会によるいじめ撲滅の宣言や相談箱の設置など）を進める。
- いじめ防止標語を各クラスで作成することを通して、年度初めにいじめ防止への意識を子どもも職員も高める。
- 人権教育だけでなくいじめ防止の観点から授業を実践し、実践集としてまとめ、いじめ防止へ学校全体を通して取り組む。

※参照 6 P 【表1 いじめ問題への取り組みの年間指導計画】

(3) いじめの早期発見のための取り組み

- 休み時間や放課後の子どもの様子、日記等での子どもとの日常のやりとり、個人面談や家庭訪問等を通して、アンテナを高く子どもたちを見守る。
- ささいないじめに関する情報であっても学校の教職員全体で共有し、解消に向け、迅速に取り組む。
- 2ヶ月に1度のアンケート調査や教育相談を実施し、いじめの実態把握に努め、子どもが日ごろからいじめを訴えやすい雰囲気づくりに努める。

【アンケートについて】

各クラス2ヶ月に1度実施し、不安を訴えた子どもや家庭と担任を中心に聞き取りを行う。各担任の情報とアンケートを生徒指導係でまとめ、共通理解、早期発見、教師力向上の観点から全職員で確認する。その中からいじめ案件としてと

らえるべき案件を**3ヶ月以上訴えがなくなるまで**継続的に経過観察する。

- 子どもや保護者、教職員が気軽に相談できるよう体制を整備し、保健室や相談室等の窓口について広く周知するよう努める。

(4) いじめと疑われる様子をとらえたときの対応

- いじめと疑われる行為を発見した場合、その場でその行為を止める。
- 子どもや保護者からいじめの相談や訴えを傾聴し、ささいな兆候であっても、丁寧に対応し、いじめられた子どもやいじめを知らせてきた子どもの安全を確保する。
- いじめを発見したり、通報を受けたりしたときは、校内の「サポート委員会」で直ちに情報を共有し、組織的に対応する。

※参照 ①P 7【図1 学校におけるいじめの防止等の対策のための組織】

②P 8【図2 いじめが起こった場合の組織的対応の流れ】

- 速やかにいじめの事実の有無の確認をし、結果は、町教育委員会に報告し、いじめられた子どもといじめた子どもそれぞれの保護者に連絡する。
- 犯罪行為を伴うもの等、学校や町教育委員会で解決が困難な場合には、所轄警察署と相談をして対応する。
- いじめられた子ども又はその保護者へは次のような支援を行う。
 - ア 徹底して守ることや秘密を守ることがを伝え、複数の教職員で見守りを行うなどし、いじめられた子どもの安全を確保する。
 - イ 必要に応じ、いじめた子どもを別室で指導すること等で、いじめられた子どもが落ち着いて教育を受けられるようにする。
 - ウ 状況に応じて心理や福祉等の専門家、教員経験者等、外部専門家の協力を得て、取り組む。
- いじめた子どもとその保護者へは次のように指導・助言を行う。
 - ア 複数の教職員が連携し、必要に応じて心理や福祉等の専門家、教員経験者等、外部専門家の協力を得て、いじめの行為をやめさせ、再発防止に努める。
 - イ 保護者の理解を得て、保護者と連携して対応を行えるよう協力を求めるとともに、保護者に対する継続的な助言を行う。
 - ウ いじめた子どもへは、いじめは生命や身体又は財産を脅かす行為である

ことを理解させ、自らの行為の責任を自覚させる指導を行う。

エ いじめの背景にも目を向け、いじめた子どものプライバシーには十分に留意した対応を行う。

オ 警察と連携した指導については、教育的配慮に十分に留意し、いじめた子どもの健全な成長を促すことを目的に行う。

- いじめが起きた集団の子どもに対しては、自分の問題としてとらえさせるとともに、その中で同調していた子どもに対しては、同調はいじめに加担することであることを理解させ、いじめを根絶しようとする態度を育る。
- 謝罪で解決したものとはせず、当事者同士や周りの子どもとの関係が修復し、集団が望ましい状態を取り戻すまで指導を継続し、安定した状態になっても見守りを続ける。
- ネット上の不適切な書き込み等については、直ちに削除する対応や、必要に応じて地方法務局等の協力を得て、プロバイダに対して速やかに削除を求める対応を指導する。
- パスワード付きサイトやSNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）、携帯電話のメールを利用したいじめの対策として、保護者と連携しながら、学校における情報モラル教育の充実に努める。
- いじめが一旦解決したと思われる場合でも、十分な注意を払い、必要な支援を継続していく。

4 重大事態（疑いを含む）への対応について

(1) 重大事態とは いじめ防止対策推進法 第28条第1項

- ① 「生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき」（児童生徒が自殺を企図した場合等）
 - ② 「相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき」（年間30日を目安として、一定期間連続して欠席しているような場合）
- ※その他「児童生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申し出があったとき」

(2) 重大事態（疑いを含む）の対応についての留意事項

- 重大事態が発生した場合、町教育委員会に速やかに事案発生を報告し、迅速かつ適正に組織的対応をします。そのため、『学校危機管理マニュアル作成の手引き』（長野県教育委員会平成24年1月）等を参考に、学校危機管理マニュアルを整備します。
- 事案発生（疑いを含む）直後に教職員の共通理解を図り、速やかに「サポート対策委員会」を中核とし、対応チームを組織します。
- 関係児童生徒への事実確認と関係児童生徒の保護者への迅速な連絡、連携した支援・指導を行います。
- 関係機関等（警察・医療・消防・町教育委員会・PTA等）への緊急連絡と支援の要請、連携体制の構築を図ります。
- いじめられた児童生徒の安心・安全の確保
「あなたは悪くない、必ず守り通す」というメッセージを伝え、安全・安心を確保し、学習やその他の活動が安心して行える環境を整備するとともに、学校体制での見守りと、スクールカウンセラー等による心のケアを継続します。
- いじめた児童生徒への指導
いじめを完全にやめさせるために、毅然とした対応をして、自分の行為の責任を自覚させる指導を、健全な人間関係を育むことができるような配慮のもと継続します。
- 重大事態（疑いを含む）の調査を学校が主体となっていく場合は、「いじめ対策委員会」を母体として事態の性質に応じて専門家を加え、客観的な事実関係を速やかに、可能な限り網羅的に明確にします。

※参照 P 9 【図3 重大事態発生時の報告・調査の流れ】

- 学年又は学校の全ての保護者に説明するかどうかを判断し、当事者の同意を得た上で説明文書の配布や緊急保護者会の開催を行います。
- 事案によっては、マスコミの対応も考えられるので対応の窓口を明確にして適切な対応に努めます。

※参照 「自殺が起こったときの緊急対応の手引き」

(平成23年3月 文部科学省)

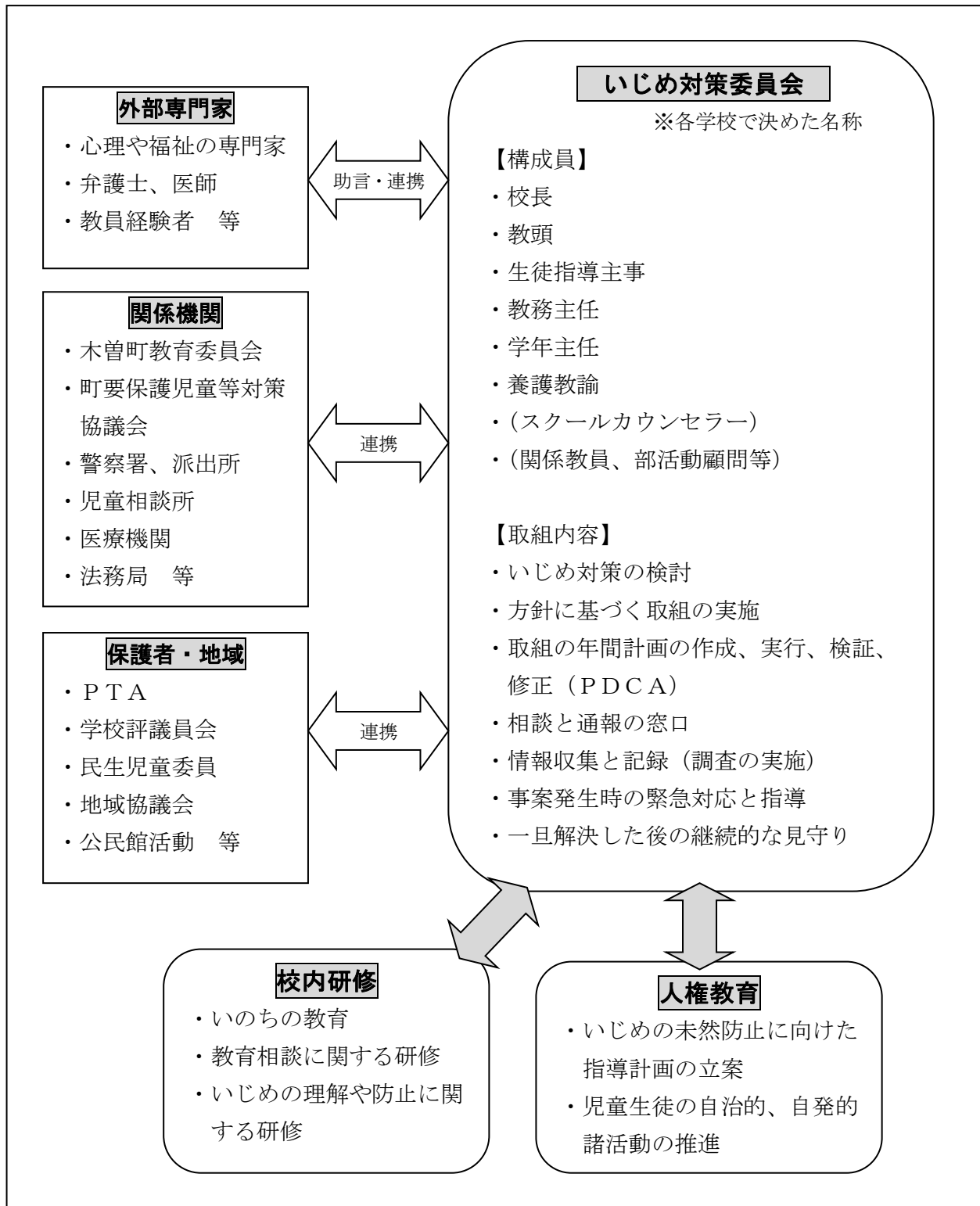
表1 いじめ問題への取り組みの年間指導計画

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	
校内委員会等	委員会開催① ・指導方針 ・指導計画等 職員会議 ・共通理解	事案発生時、いじめ対策委員会での対応				いじめ問題に関する職員研修①	委員会開催② ・情報共有 ・2・3学期の指導計画確認
未然防止への取組		学年懇談会等での保護者啓発	学級・学年づくり、人間関係づくり 体験活動				
早期発見への取組			人権講話①	日常の観察、教育相談等			
			いじめアンケート①				

	10月	11月	12月	1月	2月	3月
校内委員会等		事案発生時、いじめ対策委員会での対応				委員会開催③ ・本年度のまとめ ・指導計画の見直し
未然防止への取組	心を育む講演会	人権講話② 児童会、生徒会による人権週間の取組	学級・学年づくり、人間関係づくり			
早期発見への取組			日常の観察、教育相談等			
		いじめアンケート②				

※各学校の年間の教育計画等に合わせ柔軟に計画する。

図1 学校におけるいじめの防止等の対策のための組織
(法第22条に基づく組織【必置】)



※「生徒指導委員会」等、既存の組織を母体に設置してもよい。

※すべてにおいて構成員全員が集まる会議である必要はない。また、事案に応じて学級担任、部活動顧問等を参加させる。

図2 いじめが起こった場合の組織的対応の流れ

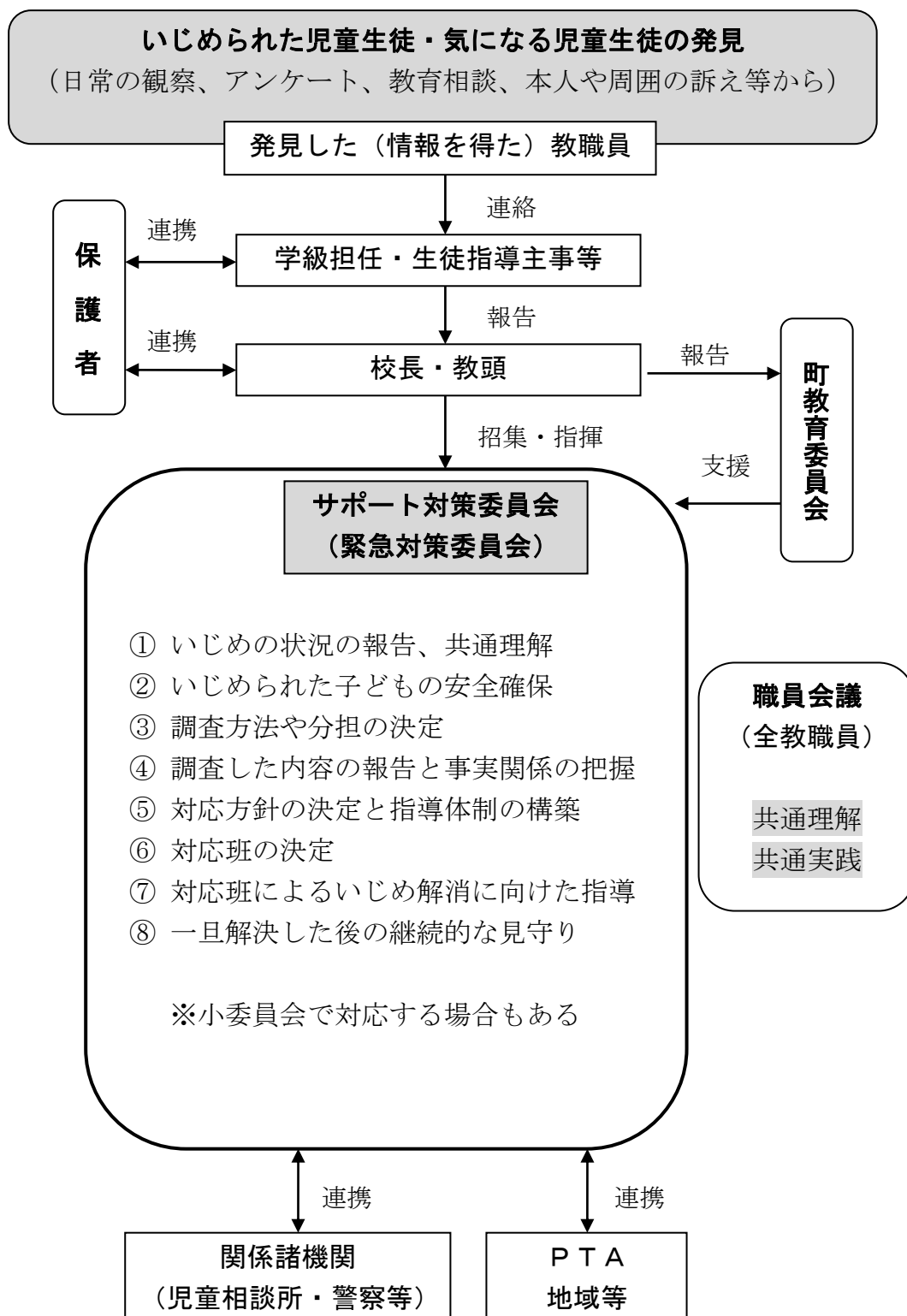


図3 重大事態発生時の報告・調査の流れ

